

鳥取縣告示

告示

昭和二十二年十月七日
第千八百四十九號

火曜日

鳥取縣告示第四百四十四號

昭和二十二年閣令内務省令第一號第八條第一項の規定により西伯那東長田村農地委員會委員の候補者につき覺書に掲げる條項に該當する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十二年十月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、昭和二十二年十月八日より

昭和二十二年十月十二日まで

鳥取縣告示第四百四十五號

金融緊急措置令施行規則第七條第五號及び昭和二十二年八月大藏省告示第九十一號の規定により次のように指定する。

昭和二十二年十月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、縣民税昭和二十一年分以前の個人の營業税附加税及び昭和二十二年三月三十一日以前に事業年度が終了した法人の營業税附加税については地方事務所又は市町村長の指定した金額とする。

鳥取縣告示第四百四十六號

助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十二年七月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 八頭郡佐治村大字加茂一、五七六

現住所及開業地 同

昭和二十二年十月六日第一、二一九號

岡 村 千 代

大正八年六月二十八日生

本籍地 鳥取市吉方三二五
現住所及開業地 同

昭和二十二年十月六日 第一二二〇號

明治三十二年十一月二十日生

鳥取縣告示第四百四十七號

物價統制令第五條第一項の規定により製パン加工賃の統制額を次のように認可する。

昭和二十二年十月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、認可を申請したもの

鳥取市吉方七八九番地

鳥取縣パン商工業協同組合

理事長 柳 澤 愛 之 助

上、認可した價格等の額

原料粉 一庇につき 六圓八〇

(一) 加工賃は小量(一庇以上)の重量三千克以上のパン十個以上を委託者に渡すものとする。

(一) 必要を副原料は受託者の負擔とする。

(二) 製品の受渡場所を受託者の工場又は店舖とする。

三、統制額實施の冊日

前項第二號に掲げる種は物價統制令第五條第三項の規定により前項第一號に掲げる組合の構成員以外の者が其の地區内において并々同種の給付に對する價格等の統制額とする。

鳥取縣告示第十三號

自昭和二十二年九月十六日(至昭和二十二年九月三十日)

昭和二十二年十月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、この表は昭和二十二年勅令第一號乃至第三號及び同年閣令内務省令第一號の規定による縣公職適否審査委員會の資格審査の結果である。

二、この表は最も廣く公表するものである。市町村役場がこの公報を受けたならば、直ちにこれを掲示する。

三、この掲示は少くとも一ヶ月間繼續し次回の公報を受け

取つたときはこれと取換えるものである。取換えた公報はこれを破棄することなく、公衆の参照に供し得るよう、市區町村役場に編綴保存する。

三、この表に掲載された者であつて、資格審査の完了した者の調査表は中央公職適否審査委員會事務所又は關係都道府縣若しくは市の公職適否審査委員會事務所に於いて公衆が閲覧できる。

何人でも、要求すれば前項の調査表を自由に閲覧することができる。

四、結果

鳥取縣公職適否審査委員會(鳥取市東町鳥取縣廳内)

審査人員 三三名

非該當決定人員 三三名

審査を受けた公職及びその氏名

村會議員立候補者

上郷村 手島 慧 池本 晃 手島長治郎

平岩 隆利 横山萬壽治 桑本伴次郎

山根 隆

村農地委員會委員

宇野村 伊藤 藤吉

安田村 永田 唯一

法勝寺村 小松 祥枝

所子村 岡田 萬藏

村主要公職者

富益村 角 繁正

名和村 林原 重道

村農業會理事

社村 小谷 重藏 前田 龜藏 川元 良一

新制中學校事務官

土井 勉 名和 顯忠 河野 通彦

川上 馨晴 荒木 壽雄 松島 義三

鳥取市委員會再檢討

木下 則之 徳松 鐵夫 笹尾 可隆

出井 健蔵 松本源太郎 森崎 春美

林 昭 古寺智恵子 谷口 英一

岡山壽賀雄 矢野 龍治